

戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付要綱

令和5年12月7日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内保育所等で新たに就労する保育士資格を有する者(以下「保育士」という。)の奨学金返済に係る費用の一部を支援するため、予算の範囲内において戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市内における保育人材の確保を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する保育士とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学又は同法第125条に規定する専修学校の専門課程の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者

(2) 令和5年4月1日以降に次条に規定する対象施設等において、次の各号のいずれかの要件に該当する常勤の保育士として新たに雇用された保育士であって、継続して勤務する者

ア 当該補助対象施設等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達していること。

イ ア以外の者であって、1日6時間以上月20日以上勤務すること。

(3) 過去に常勤に限らず保育士としての勤務実績がない者。ただし、埼玉県保育士奨学金返済支援事業実施要綱に基づく事業を実施する市町村内で複数の対象施設等に連続して勤務する場合は、当該勤務は継続とし、勤務実績がない者とみなす。

(4) 類似の奨学金返済支援の補助を受けていない者

(対象施設等)

第3条 補助金の対象施設等は、次の各号のいずれかに該当する戸田市以外の者が運営する市内の施設又は事業所とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（小規模保育事業C型を行う事業所を除く。）
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
（対象奨学金）

第4条 補助金の対象となる奨学金は、補助対象者が就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、自己の名義で借り受けた資金であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) あしなが育英会奨学金
- (3) 交通遺児育英会奨学金
- (4) その他前3号に準ずる奨学金として市長が認めるもの
（補助対象期間）

第5条 補助金の支給の対象期間は、補助対象者が第2条に規定する要件を満たした日の属する月（当該日が月の初日でない場合は翌月）から5年間とする。ただし、同条の要件を満たさなくなった場合は、当該日が属する月（当該日が月の末日でない場合は前月）を終期とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表の基準額の欄に定める基準額と同表の対象経費の欄に定める額を比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 採用時の履歴書
- (3) 保育士証の写し
- (4) 奨学金貸与を証明できる書類

(交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

(概算払)

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても前条の規定による交付決定額(規則第 1 5 条の規定による変更決定を受けている場合にあつては、変更決定後の額)の範囲内において市長が定める額を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付請求書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 7 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 6 条関係)

基準額	対象経費
保育士 1 人当たり年額 1 8 0 , 0 0 0 円 (保育士 1 人当たり 1 5 , 0 0 0 円に対象期間の月数を乗じた額)	補助対象者が奨学金の返済に要する費用(元金及び利息に限る。)

戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者(請求者)
住 所
氏 名
連絡先(電話番号)

戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。また、下記同意事項に同意します。

記

勤務先	施設類型		
	施設名		
採用年月日	年	月	日
補助申請期間			月
当補助金の受給状況			
奨学金残高			円

年度補助申請額		円
---------	--	---

当補助金のほか、類似の奨学金返済支援の補助を受けていないことを誓約します。

(添付書類)

・雇用証明書 ・採用時の履歴書 ・保育士証の写し ・奨学金貸与を証明できる書類の写し

(記載要領)

・補助申請期間は、今年度において補助金の交付を希望する月数を記入してください。年度途中採用の場合は、採用月以降から年度末(3月)までの月数を記入してください。

奨学金の初回返還月が到来する前であっても、対象施設に雇用された月から補助申請期間として申請することが可能です。

・奨学金残高は、補助申請期間の始期月に発行された「奨学金貸与を証明できる書類」に記載された額を記入してください。

・補助申請額は、以下 のいずれか額が少ない方を上限に設定が可能です。

奨学金残高
15,000円 × 補助申請期間の月数

【同意事項】

- 1 個人情報が補助金の交付に関し利用されること。
- 2 本申請の内容に変更があった場合速やかに届け出ること。
- 3 補助金の交付を受けた後に交付の要件に該当しないことが明らかになった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付された補助金を返還します。

第2号様式(第7条関係)

雇用証明書

年 月 日

事業者名
雇用主名(代表者)
勤務施設名称
勤務施設所在地

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

氏 名	
住 所	
採用年月日	年 月 日
採用形態	常勤
職 種	保育士
就 労 形 態	週 時間勤務(1日 時間・週 日)
	月 日勤務
勤 務 時 間	時 分 ~ 時 分 (休憩時間 ~)

第3号様式（第8条関係）

交付第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により交付申請のありました戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金については、下記のとおり（交付・不交付）することに決定しましたので通知します。

記

補助額 円

（不交付の場合）
不交付理由

第 4 号様式(第 9 条関係)

戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

請求者

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、戸田市保育士奨学金返済支援事業費補助金を請求します。

1 交付請求額 円

2 交付対象施設名及び所在地

(1) 施設名(勤務先)

(2) 所在地

3 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫
支店名	支店・本店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(添付書類) 振込先金融機関預金通帳等の写し